

境夢みなとターミナル（竹内南岸壁）における 出店者（消費税免税店含む）の募集について

クルーズ船の境夢みなとターミナル寄港時に、クルーズ乗客及び乗務員のニーズに応えるとともに、夢みなとエリアの賑わいを創出し山陰の地域経済に寄与するため、下記の通り物販の出店事業者を募集します。

記

1. 出店資格

- (1) 鳥取県内または島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者であること
- (2) 鳥取県または島根県の産品や、観光およびレジャーに関するサービスなど、クルーズ乗客および乗務員のニーズに応える商品を取り扱う事業者であること
- (3) 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力ができる事業者であること
- (4) 代表者および従事者を含む関係者が、暴力団関係者でないこと

2. 出店品目

出店することができる品目は、次の要件を満たすものとします。

なお、出店品目は、主催者との協議の上販売を認めないことがあります。

- (1) 説明文等に誇大または虚偽の記載がない品目であること
- (2) 法令等に違反しない品目であること
- (3) 公序良俗に反しない品目であること
- (4) 出店者の責任において、自己または自己の名をもって生産または販売する品目であること
- (5) 危険、汚破損、腐敗および悪臭発生の恐れのない品目であること

※出店できない品目の例： 生物（動物、昆虫類等）、違法コピー商品（ブランド偽造品、複製品等）、危険物（火薬、爆発物、灯油、モデルガン、刃物等）

※検疫、防疫およびクルーズ船側の規則等により、船内に持ち込めない品目がある場合があります。

3. 出店場所

会 場：境夢みなとターミナル（竹内南岸壁）待合ホール内

住 所：鳥取県境港市竹内団地 252-2

出店区画：1 事業者あたり 1 区画または 2 区画（1 区画 9 m²=幅 3m×奥行 3m）

※応募多数の場合や運営上の都合により、出店区画のご希望に添えない場合があります。

4. 境夢みなとターミナル及び港湾施設使用料

出店料として、1 m²あたり 70 円（税込）を頂戴いたします。

1 区画 9 m²の場合 630 円（税込）、2 区画 18 m²の場合 1,260 円（税込）です。

※出店料は出店前日または当日の現金支払い、もしくは当日までの銀行振込でのお支払いをお願いいたします。

※現金支払いの場合は、お釣りのないよう予めご準備の上ご来館ください。

5. 出店数

1回の寄港につき 10～15 店舗程度 ※クルーズ船の状況によって変わります。

6. 2026 年クルーズ客船寄港時の物販計画と出店時間

クルーズ船の寄港スケジュールおよび物販募集スケジュールは、境夢みなとターミナル公式 HP にて随時発表します。

物販の出店時間は、各クルーズ船の入港時間から出港時間までです。途中での撤収はできません。

※入港時間・出港時間はクルーズ船によって異なります。寄港スケジュールでご確認ください。

7. 出店申請方法

(1) 提出先

〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地 252-2 境夢みなとターミナル 物販担当
TEL / 0859-46-0688 FAX / 0859-46-0680 E-mail / info@sakai-tottori.jp

(2) 提出書類

- ① 2026 年境夢みなとターミナル物販出店申請書（兼 誓約書）
- ② 出店従事者名簿
- ③ 施設使用許可申請書 **応募する寄港の日数分をご提出ください。**
- ④ 消費税免税店の場合には既に輸出物品販売場を営業者であることを証する書類（写）
- ⑤ 仕出し、菓子等の飲食出店の場合には飲食店営業許可証または菓子製造業許可証等資料（写）
- ⑥ その場での調理での飲食出店の場合には露店販売許可証等資料（写）
- ⑦ 本人確認書類（写） **運転免許証（両面）、マイナンバーカード（写真のある面）、パスポートのいずれか 1 点を、出店従事者全員分ご提出ください。**

※④～⑥については、対象となる事業者のみご提出ください。

※⑦については、2025 年にご提出いただきました方の再提出は不要です。初参加の方のみご提出ください。

※提出いただいた個人情報は物販運営のために利用します。法令で認められている場合を除き、その他の目的では利用いたしません。

(3) 申請の流れ

◆ 申請書類

境夢みなとターミナル公式 HP より、2026 年境夢みなとターミナル物販出店申請書（兼 誓約書）および施設使用許可申請書をダウンロードしてください。

URL <https://www.sakai-tottori.jp/merch>



◆ 出店申請

出店申請書および施設使用許可申請書に必要事項を記入の上、その他の提出書類とともにメールまたは FAX、事務所への持ち込みにて期限内にご提出ください。

※申請〆切日の 17 時必着です。期日を超えた申請はいかなる理由にあっても受理いたしません。あらかじめご了承ください。

※ info@sakai-tottori.jp の受信設定を必ず行ってください。

※「出店申請」＝「出店確定」ではありません。出店可否の連絡をお待ちください。



◆ 出店審査

要項 1・2 および 10 にもとづき、提出書類の記載内容等の確認を行います。
申請べ切日から 1 週間程度で、結果をメールにてご連絡いたします。



◆ 許可書および請求書の送付

出店可能の場合、確定の通知から 1 週間以内にメールにて境夢みなとターミナル施設使用許可書および請求書を送付いたします。

※境夢みなとターミナル施設使用許可書は当日確認できるようご準備ください。(画像も可)

8. クルーズ客船寄港中止について

寄港スケジュールの変更や悪天候等のやむを得ない事象により寄港中止となった場合、発生した損害は出店事業者様にて負担いただきます。予めご了承ください。

9. 設営等

- (1) 出店時の搬入出および設営等に係る経費は、出店業者負担とし搬入出方法は別途お知らせします。
- (2) 物販の営業時間（撤去含む）は、要項 6 のとおりです。出店時間までには設営を完了させ、乗客の下船時にはサービスの提供または販売を開始していただくようお願いいたします。
※撤収作業の開始については、全ての乗客の乗船を確認したのち、スタッフがお声がけいたします。
- (3) 電源設備については、1 事業者 500W まで使用可能です。使用する場合は必ずご申請ください。
※上記以上の電力量が必要な場合は、他の出店者と調整しますが、ご希望に添えない場合もございます。
- (4) 火気の使用については、境夢みなとターミナル館内は火気厳禁のため、ガス調理器等はご使用いただけません。
- (5) 調理等に使用する水については各事業者で準備し、排水は各自持ち帰り適正に処分してください。
※調理器具等の洗浄に、境夢みなとターミナル館内の手洗い場をご利用いただくことはできません。
- (6) 飲食出店の場合、消費期限やアレルギー等の表示を適宜お願いいたします。
- (7) 各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自お持ち帰りください。
※飲食出店・販売の場合は各事業者でゴミ箱を設置し、回収したゴミは各自お持ち帰りください。
- (8) 出店に関係する他機関への手続きは出店者自ら行っていただきますようお願いいたします。

10. 暴力団の排除について

- (1) 出店従事者について、次のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - 暴力団および暴力団員
 - 暴力団の活動または運営に協力する者
 - 暴力団員と生計を一にする家族および同居人
 - 暴力団員または暴力団員が指定した者に対して、名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与する者
- (2) 次の行為を行わないこと
 - 他人に出店許可の名義を貸すこと

- 暴力団・暴力団員に出店により得た収益の全部または一部を供与すること
 - 暴力団員を従業員、ボランティア等として使うこと
- (3) ご提出いただいた書類に記載された情報について、鳥取県暴力団排除条例の規定に基づき、警察に照会いたします。
- (4) 上記(1)(2)に違反した場合は、出店の許可を取り消します。

11. 出店確定後の流れ

申請〆切後 1 週間程度： 出店確定通知

確定通知後 1 週間程度： 施設使用許可書および請求書送付

出店 3～5 日前： 出店配置図送付

出店 1～2 日前： 乗客情報送付

出店前日： 出店準備（搬入・設置等）

出店当日： 出店準備（入港 1 時間前より開館）、出店（入港時間～出港時間）、撤収作業

出店後 2 日程度： 出店者アンケート入力〆切

※クルーズ船の状況により日程が前後する可能性があります。

※出店前日にもクルーズ船の寄港がある場合は、前日の搬入はできません。予めご了承ください。

以上